

第1章 計画の策定

第1節 計画策定の目的

- 我が国は国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。
- しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化等医療を取り巻く様々な環境が大きく変化しており、国民皆保険を堅持し続けていくためには、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていく必要があります。
- このような背景を基に、平成18年に「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」や「医療費適正化の総合的な推進」などを基本とした医療制度改革関連法が成立し、その一環として医療費適正化計画に関する制度が創設されました。医療費適正化計画においては、「国民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を定めることとされており、具体的な政策として展開することができ、かつ、実効性が期待される取組を目標の対象として設定することが重要である」とされています。
- これらを踏まえ、医療費適正化が総合的かつ計画的に推進されるようにすることを目的として、「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が定められました。

基本方針では、①住民の生活の質を確保・向上する形で、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指すこと、②医療費適正化のための具体的な取組は、結果として高齢者の医療費の伸び率を中長期にわたって徐々に下げていく、③目標の達成状況及び施策の進捗状況を評価し、必要に応じて計画の見直し等に反映させるものとする、旨の基本理念が掲げられています。
- 基本方針に基づき、本県においても平成20年4月に「宮城県医療費適正化計画」を策定したところであり、計画期間を5年と定めていることから、第2期計画として計画の見直しを行うものです。
- 医療費適正化を進めるに当たっては、「住民の生活や医療の質の維持と向上を図る」ことが前提であり、それを確保しながら医療費の伸びを適正にしていくためには、国が行う制度改革や診療報酬の見直しとともに、国・都道府県・市町村の連携の下に、地域の実情を十分考慮した総合的な取組を進めることが重要となります。
- 以上を踏まえ、国の基本方針に則しながらも、地域の実情に基づく本県独自の取組も盛り込む計画とします。

第2節 計画の位置付け

1 計画の期間

- 各都道府県が作成する計画については、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号。以下、「法」という。）の規定に基づき、計画期間を5年と定めていることから、本計画の計画期間を平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）の5年間とします。

2 計画に記載する事項

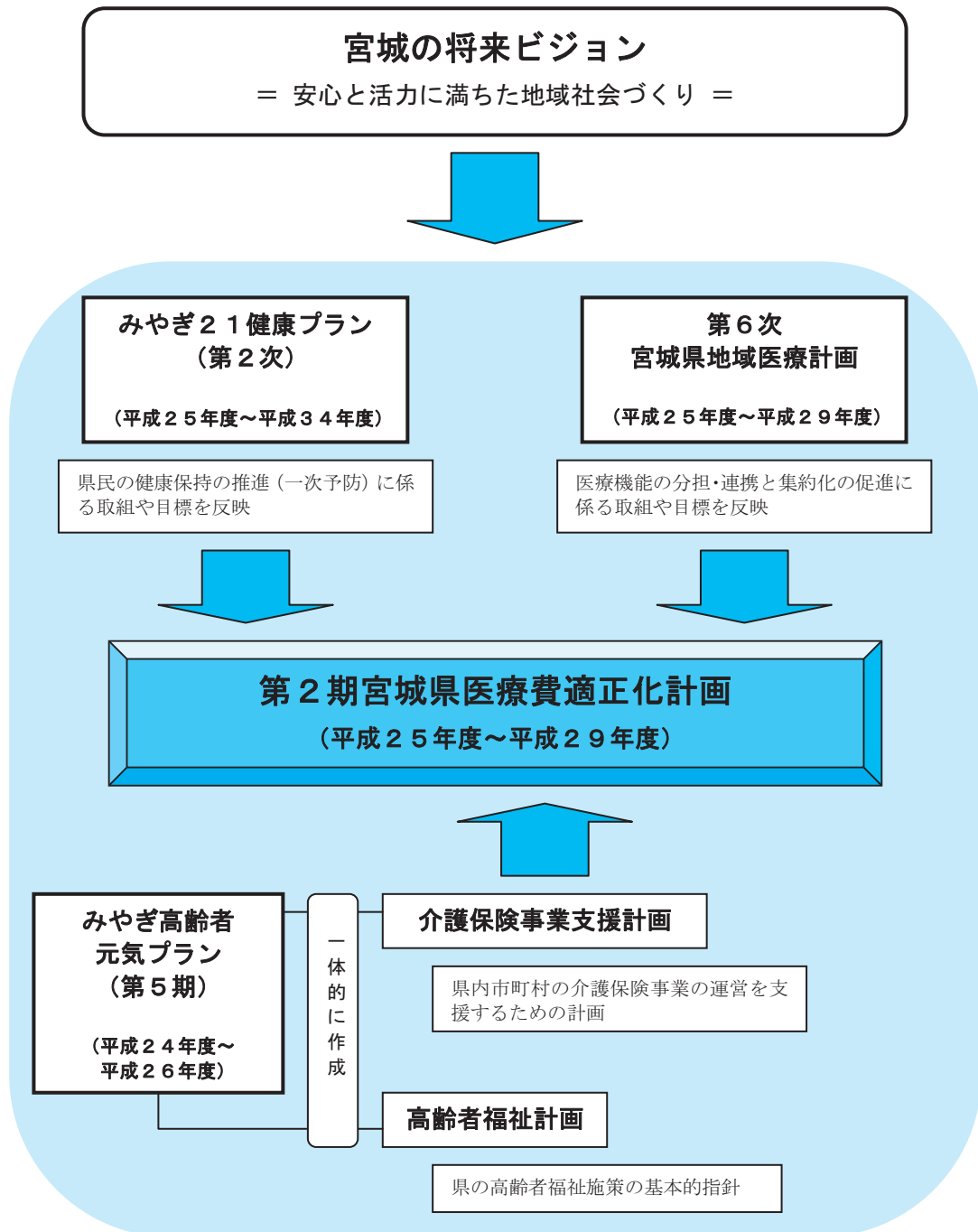
- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）により、平成23年8月30日から法第9条が改正され、従来、計画において記載すべきとされていた事項については、「計画期間における医療に要する費用の見通しに関する事項」を除き、例示化されました。このため、本計画の策定に当たっては、平成24年9月28日に国の基本方針が改正され、都道府県の実情を踏まえ、各都道府県において医療費適正化を推進するために必要と考える事項を主体的に記載することとされています。
- また、目標については、「療養病床の数を機械的に削減することではなく、病院・病床機能の分化・強化、在宅医療の推進、医療と介護の連携の強化を図ること等により、医療機関における入院期間の短縮を目指すこととする。さらに、都道府県独自の判断でその他医療費適正化に資する取組を行うことが有効である」こととされており、具体的には概ね以下の事項について目標を定めることとされています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 住民の健康の保持の推進に関する目標<ul style="list-style-type: none">(1) 特定健康診査の実施率(2) 特定保健指導の実施率(3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(4) たばこ対策2 医療の効率的な提供の推進に関する目標<ul style="list-style-type: none">(1) 平均在院日数(2) 後発医薬品の使用促進 |
|--|

3 他の計画との関係

- 本計画では、「住民の健康の保持の推進」と「医療の効率的な提供の推進」を主たる柱とすることから、本県の保健・医療・福祉政策との一体的な取組が必要となります。従って、以下のとおり関連計画との整合性を図ることとします。

【宮城県医療費適正化計画と関連計画の関係】



4 計画における東日本大震災の影響等

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、本県でも沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらしました。県では平成23年10月に「宮城県震災復興計画」を策定し、震災前の状態へ回復させるという「復旧」だけにとどまらず、これからの県民生活のあり方を見据えて、県の農林水産業・商工業のあり方や、公共施設・防災施設の整備・配置などを抜本的に「再構築」することにより、県勢の発展を見据えた最適な基盤づくりを図っていくこととしております。
- 一方で、震災の影響によって医療を必要とする県民が多数存在していることなど、本計画の策定において、向こう5年間の医療費の見通しも含めた目標値の設定については、今後の動向がどのように推移していくか、予測が困難なところもあります。
- 平成24年9月28日の国の基本方針の改正では、「東日本大震災により被害を受けた地域においては、目標の設定や計画期間における医療に要する費用の見通しの算出等について、被災地の実態を踏まえた柔軟な対応を行うこととしても差し支えない」とされています。
- よって、本計画の策定に当たっては、計画期間内における進行管理において、目標値の再設定も含め、必要な対策を講じることで補完していくこととします。
(計画の進行管理については、「第4章第2節」(77ページ)を参照願います)